



食の黄金文化  
奥州輝かせ隊  
小坂朋子の

# おうしゅうこさんぽ

OSHU KOSANPO -vol. 13-

小坂さんが見たもの、感じたことなどをお届けするこのコーナー。春の訪れは新しい発見も運んでくるようです。



水沢競馬場の桜並木は、市内で一番お気に入りの桜スポットです

みなさん、こんにちは！ 今年の冬は雪が多い上に寒さも厳しかったので、春の訪れがとてつもなくうれしい食の黄金文化・奥州輝かせ隊の小坂朋子です。

車社会の奥州市。山手線を途中下車して二駅分歩くという生活をしていた私は、奥州市へ移住したばかりの頃は徒歩10分程度の場所にも車で出掛ける人が多いことに驚きを感じていました。徒歩30分以内の距離は徒歩で出掛けるように心掛けていたはずが、いつの間にか車社会になじんでしまいました。どこに出掛けるのも車が当たり前になりました。しかし、生活スタイルが変わった今年の

春は、徒歩で出掛ける機会が増えました。車で走っていた道も、目線や走行速度が変わるだけでとても新鮮に感じられます。行き交う人々や、小学生の子どもがあいさつをしてくれることも。「顔見知りでなければあいさつをしない」「知らない人には目を合わせない・声をかけない」と過剰に警戒心を抱いていた自分自身が少し恥ずかしくなりました。今では私から先にあいさつをするように心掛けています。

歩いているだけで豊かな自然や温かい人情に出会える奥州市。天気の良い日は車をお休みして、徒歩でお散歩する機会を増やしたいと思います。

輝かせ隊の活動はホームページでご覧いただけます [食の黄金文化・奥州輝かせ隊](#) [検索](#)

姉妹都市

静岡県 掛川市

## 掛川だより

### 遠州地方に春告げる祭り

みくまのじんじやたいさい  
三熊野神社大祭が盛大に



威勢良く祢里を引き回す若衆

静岡県西部地域周辺の遠州地方に春を告げる、三熊野神社大祭が、4月6日～8日にかけて、市内横須賀地区で盛大に行われました。

この祭りは、江戸時代の享保年間(1720年ころ)に当時の幕府老中職にあった、14代目横須賀城主の西尾隠岐守忠尚公が、江戸天下祭(神田・山王両祭り)の祭り文化を、この地へ伝えてきたものといわれています。

大祭では、笛と太鼓が奏でる三社祭礼囃子に若衆が「シタッ!シタッ!」と威勢の良い掛け声を掛けながら、「祢里」と言われる13台の華やかな山車を引き回し、町中が祭り一色に染まりました。最終日の千秋楽には神社境内に「祢里」が集結。参加者の熱気で、祭りは最高潮に達しました。

広告

# もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

## 第2回 高齢者の暮らしを支える総合相談窓口/市地域包括支援センター



奥州市地域包括支援

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護や日々の暮らしについてさまざまな相談を受け、サポートしていく地域の総合相談窓口です。例えば、次のような不安・心配を抱えた際、どこに相談したらよいか悩んだことはありませんか？

- 近頃足腰が弱くなり、同世代との交流機会も少ないので、デイサービスを利用したいと思っています。どのような手続きをすれば良いのでしょうか。
- 最近、親の物忘れが多く困っています。認知症の始まりかもしれないと心配です。
- 年齢のせいか、このところ判断能力が低下し、財産の管理が不安になってきました。

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職などを配置しており、相談内容に応じて支援し、専門機関・制度・サービスへつないでいきます。相談窓口は、市役所本庁の他、各総合支所健康福祉課とメイプルに設置しています。また、市内11カ所の在宅介護支援センターに家庭訪問や相談窓口の業務を委託し、より身近な地域で支援・活動を行う体制を取っています。最寄りの窓口へお気軽にご相談ください。

次号は、介護支援専門員(ケアマネジャー)の役割を紹介します。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室(内線268)、高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター(内線281)

はい、こちら

## 総合相談室

(内線141)

消費生活相談		前沢総合支所 市民環境課	毎週	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民環境課	毎週	※前日までに
江刺総合支所 市民相談室	9:00～15:45	衣川総合支所 市民環境課	毎週	要予約



『総合消費料金に関する訴訟最終告知』というはがきが届きました。“訴訟”や“差し押さえ”などと書かれているので、怖くなってはがきに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないので、ある会社から訴えられています。示談金として10万円を支払ってください」と言われました。全く身に覚えがないのですが、どうしたらいいのでしょうか。(70代女性)

市内でも、60～80代の人から同様の相談が寄せられています。

はがきには「契約不履行による民事訴訟」「訴状が提出」「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始」「給

料差し押さえ、不動産の差し押さえ」などの法律用語が羅列され、不安をあおって電話を掛けさせようとする。安易に問い合わせしてしまうと、お金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知られてしまうケースもあります。

これは、いわゆる“架空請求はがき”といわれ、10年前も全国的にはやり、多額の被害が出たものです。最近では、情報保護シール(目隠しラベル)を貼ることで個人情報を保護するふりをし、あたかも本物の訴訟通知であるかのように装っています。このようなはがきが届いても、心当たりがない場合は決して連絡をしてはいけません。少しでも不安に思ったときは、市総合相談室や警察などにご相談ください。



広告